

入 札 説 明 書

令和7年1月28日千葉市公告第76号により公告した千葉中央コミュニティセンター不用什器等場内運搬等業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

千葉中央コミュニティセンター不用什器等場内運搬等業務

(2) 委託業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和7年7月4日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区千葉港2番1号外2か所

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者

(4) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に、大分類「運搬・保管」中分類「事務所移転」で登録されている者

(5) 一般貨物運送事業許可証を所有していること

(6) 平成31年度から令和6年度（申込期間開始の前日）までに、25,000㎡以上の延床面積を有する建物の（今回の対象施設面積の半分程度）事務所移転業務を、元請として履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 提出期間 令和7年1月28日～令和7年2月3日

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで。)

(2) 関係資料

ア 2(5)に係る証明書の写し等

イ 履行実績が確認できる契約書の写し

(3) 提出場所 千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

(4) 提出方法 持参又は書留郵便とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 確認通知 令和7年2月7日(金)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

4 入札説明会

入札説明会は開催しない、ただし質問、現地確認については下記の通りとする。

(1) 質問事項について(質問がある場合は質問書を提出すること)。

ア 質問提出期限 令和7年2月3日(月) 午後5時00分まで

イ 提出場所 千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

ウ 回答日時 令和7年2月7日(金) 午後5時00分まで

エ 回答方法 新庁舎整備課よりFAXまたはメールにて回答
(なお、全社質問なしの場合は回答しない。)

(2) 現地確認について

現地確認を希望する場合は、以下のとおり申し込んでください。

ア 現地確認実施日程

①千葉中央コミュニティセンター

令和7年2月10日(月) 13時30分～16時30分

②桜木霊園旧火葬場

令和7年2月12日(水) 10時00分～12時00分

③千葉市消費生活センター

令和7年2月12日(水) 14時00分～16時00分

イ 申込期限 令和7年2月3日(月) 午後5時00分まで

ウ 申込方法 電話または電子メール

エ 申込先 千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

電話 043-245-5083

メールアドレス shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年2月14日(金)午後1時30分
(郵送の場合は、令和7年2月13日(木)午後4時00分までに後記9の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市本庁舎高層棟3階 L会議室302
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金
要(ただし、千葉市契約規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。)
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とし、入札金額が最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状及び事前に市が送付した入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。)

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金
要(ただし、千葉市契約規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧
千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) その他
当該業務委託に係る令和7年度当初予算案の議会の議決を得られないときは、契約手続き

を中止する。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（本庁舎高層棟6階）

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

電話 043-245-5083